

（臨時乗車定員）

第54条 地方運輸局長は、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車（前条の乗車定員が30人以上のものに限る。）について、前条の乗車定員のほか、その運行のため必要な保安上又は公害防止上の制限を附して、臨時乗車定員を定めることができる。

- 2 前項の臨時乗車定員は、告示で定める人数をこえないものでなければならない。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の臨時乗車定員について準用する。